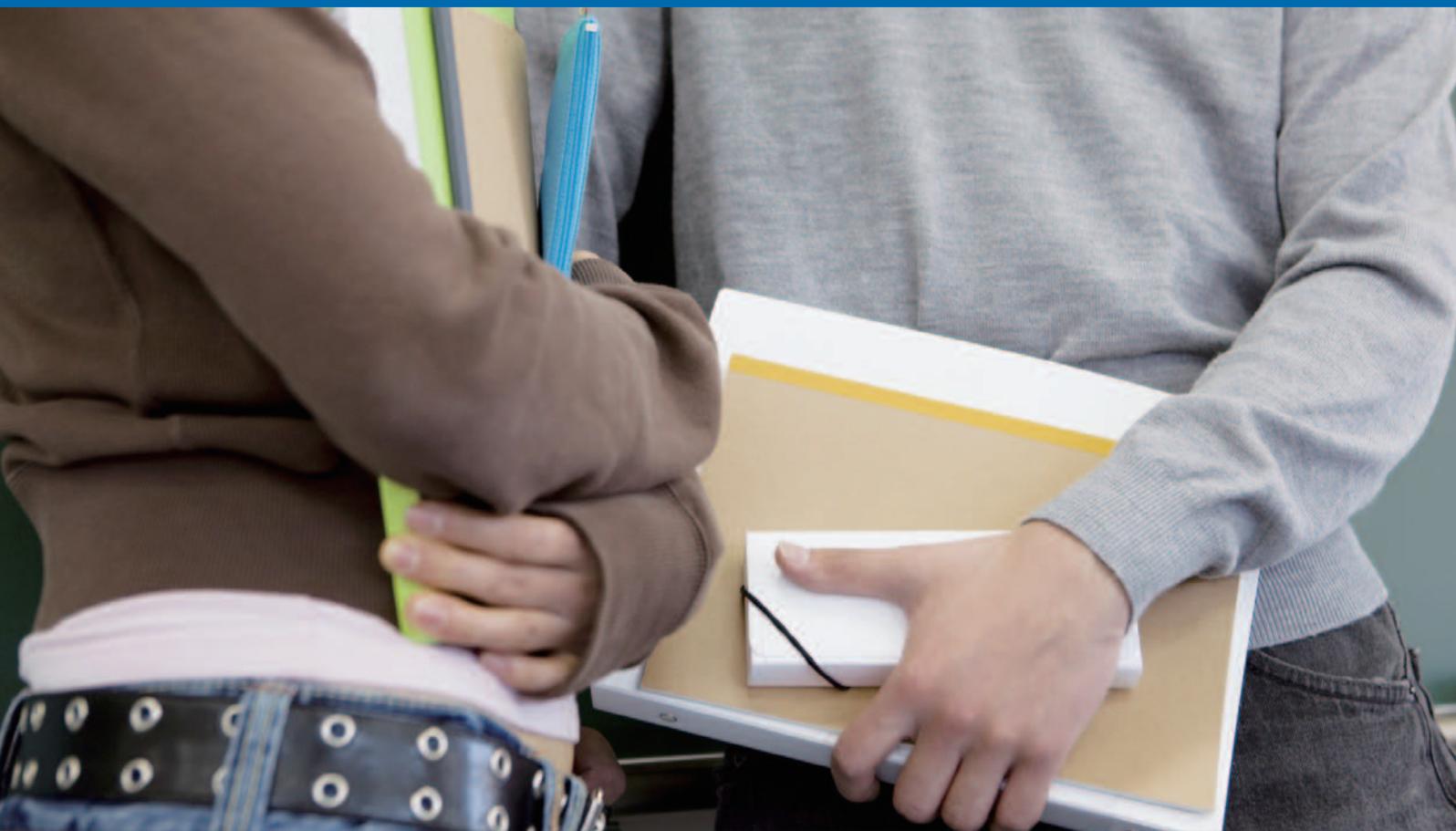


# 自立した消費者の 育成を目指して

～大学等における消費者教育の必要性について～



## 目次

- ◆ 大学生は狙われています
- ◆ 消費者問題から学生を守ることができていますか？
- ◆ 大学等及び社会教育における消費者教育の指針
- ◆ 大学等における消費者教育の取組事例
- ◆ 大学等で消費者教育を実施するにあたって



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

生涯学習政策局男女共同参画学習課

# 大学生は狙われています

## ～ 大学生の消費生活に関する被害 ～

### 大学生からの相談事例



就職説明会に行ったら、「就職に役立つ」と、英会話教室や就職対策講座を強引に契約させられた。



広告を見て、カウンセリングを受けるだけのつもりで美容クリニックに行ったら、不安をあおられ高額な契約をしてしまった。その後、解約を申し出たら、高額な解約料を請求された。



友人に勧誘され、断り切れず消費者金融から借金し、高額なソフトを購入してしまった。契約後、『マルチ商法』であることが判明した。



大学生は、社会との関連も深まり、経済活動範囲も広がりますが、社会的経験が乏しいことから様々なトラブルに巻き込まれる可能性が大きい年代です。

また、民法では成年年齢を20歳と定めており、20歳から保護者の同意がなくても契約できるようになるとともに、18歳から20歳にかけては、親元から離れて自立した生活をしたり、契約の主体となることが多くなる時期でもあります。

そのようなことから、成年と未成年が混在する大学等においては、成年になることによって消費者の権利と責任が大きく変化することも踏まえ、「だまされないため」だけでなく、自らが必要な情報を的確に理解し、取捨選択する力を育成する消費者教育を、大学等として積極的に取り組むことが求められています。



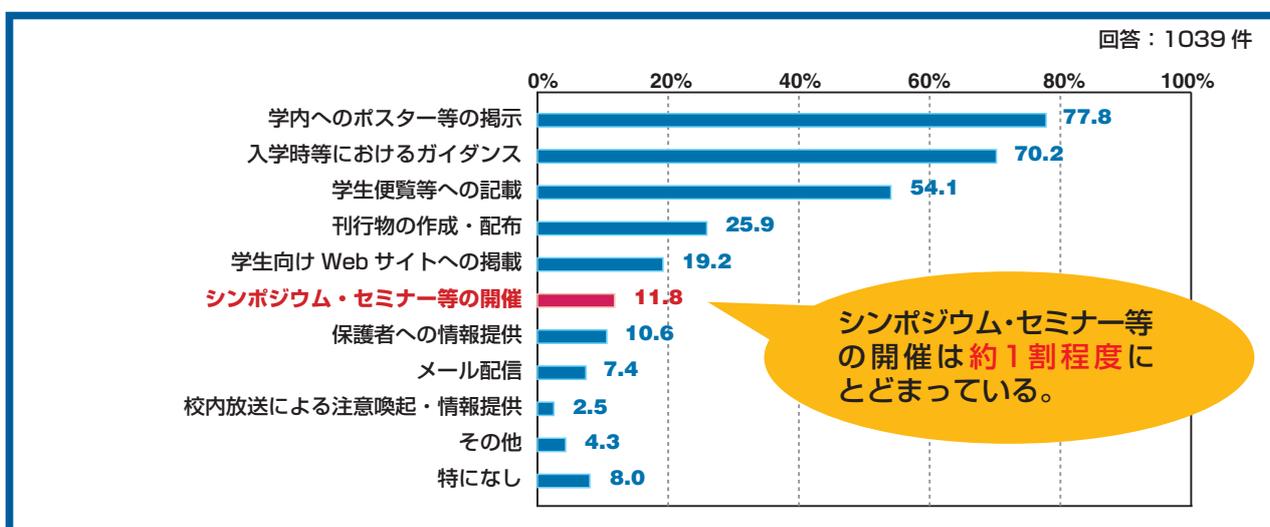
# 消費者問題から学生を守ることができていますか？

## ～ 大学等における消費者教育の現状 ～

消費者問題は、常に最新の情報を学生に伝え、学生の理解・行動につなげることが大切です。また、近年学生が消費者問題の加害者になる事例もあり、大学等の危機管理の面からも消費者教育に取り組む重要性が増しています。

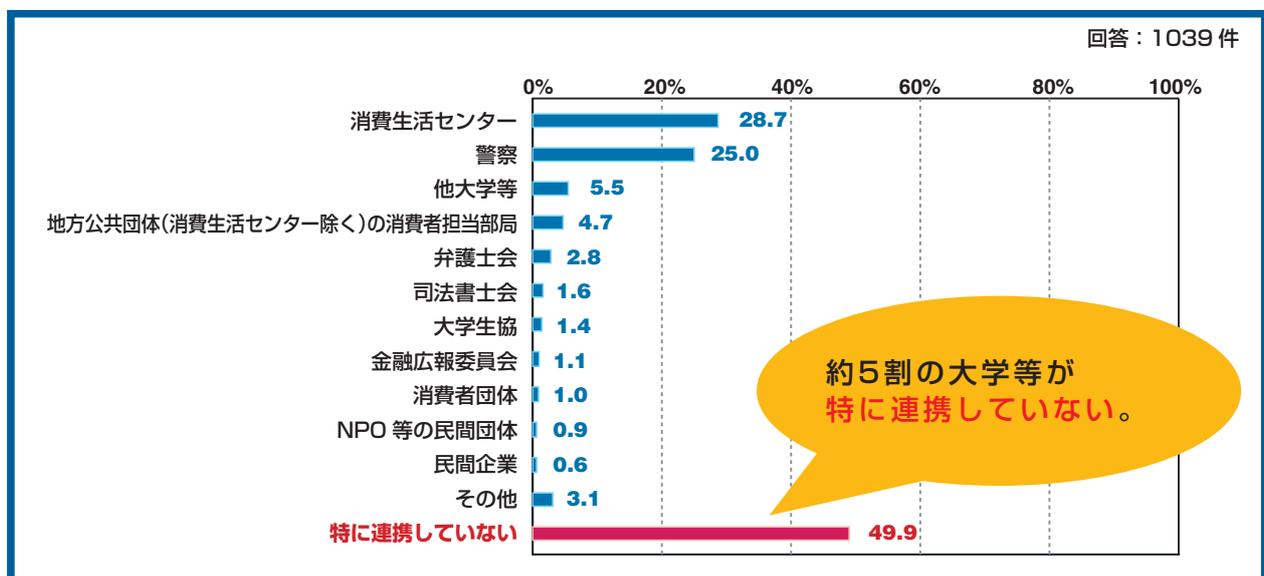
## 学生に対する啓発・情報提供の状況

**問** 消費者問題について学生に対してどのような啓発・情報提供を行っていますか。(複数回答)



## 学外機関との連携状況

**問** 学生の消費者問題に対する対応において、どのような機関と連携をしていますか。(複数回答)



(出典：平成22年度文部科学省委託調査「消費者教育に関する取組状況調査」)

# 大学等及び社会教育における消費者教育の指針

(平成 23 年 3 月 30 日 : 文部科学省消費者教育推進委員会策定)

## 消費者教育の目的

消費者自らが必要な情報を的確に理解し、取捨選択する力を育成するために、以下の 3 点を消費者教育の目的としました。

- ① 消費に関する基礎的・基本的な知識及び技能を習得し、これらを活用して、消費者被害等の危機回避能力、生活設計能力、問題解決能力をはぐくむ。
- ② 他者や社会とのかかわりにおいて意思決定し、よりよい社会を形成する主体として、経済活動に関して倫理観を持って責任ある行動をとれるようにする。
- ③ 消費を、持続可能な社会を実現するための重要な要素として認識し、持続可能な社会を目指してライフスタイルを工夫し、主体的に行動できるようにする。

## 目的を達成するための戦略

- ① 生涯学習の一環として、消費者教育を学び続けることができる環境づくり
- ② 様々な学習の場の提供と多様な連携による消費者教育の充実
- ③ 持続可能な社会づくりに向けた視点を取り入れた消費者教育の推進

# 消費者教育を実施する際に、 大学等の役割から期待される5つのポイント

大学・短期大学・高等専門学校は、学生のもつ様々な側面に応じ、多様な役割を担っています。大学等が消費者教育を実施する際には、そうした役割から、以下の5つのポイントが期待されています。

## (1) 学生への生活支援

学生に対する消費者問題に関する情報・知識の提供機会の拡大

## (2) 自立した消費者及び職業人の育成

消費生活に関して必要な情報の収集、適切な意思決定や消費行動、意見表明し行動できる消費者の育成等の視点が重要

## (3) 消費生活に係る専門的人材の育成

消費者行政の体制の整備と人材の強化のため、大学等においては、消費生活に係る専門的人材養成のためのプログラムの充実に期待

## (4) 生涯学習拠点としての地域貢献

地域における消費者教育の総合的、継続的な学習機会を提供する拠点としての役割を期待

## (5) 大学組織の危機管理

学生の被害等への対応のため、大学組織の危機管理体制の構築や、消費生活センター等との日常的な連携が重要

上記のポイントをふまえ、大学等で消費者教育を実施する際には、地方公共団体の消費生活センターや消費者担当部局、警察、弁護士会、司法書士会などの消費者の権利の擁護等を実践している機関をはじめ、大学生協同組合や学生団体、他大学、企業などと連携し、より実践的・効果的な内容となることが期待されています。

次のページから、取組の参考となる全国の大学等の取組事例を紹介します。

# 大学等における消費者教育の取組事例

## 啓発・相談

### 【取組事例 1】

## 明治大学



弁護士と学生との法律相談風景

### 学生相談室による啓発及び 弁護士(卒業生)による法律相談

学生相談室において、これまでに受けた相談等について、「一人暮らし」、「ワンクリック詐欺」等テーマ別に冊子を作成し、学生に配布しています。また、各キャンパスにおいて毎月1回、本学出身の弁護士が学生の法律相談に対応しています。

その他、新入生オリエンテーション時に消費生活センター等についての案内や、学内における悪質な勧誘による被害を減らすために、注意喚起を行う構内放送も行っています。

## 教育・研究

### 【取組事例 2】

## 筑波大学



契約○×クイズ:店で本を買うことは契約?

### 消費生活センターの 出前講座を取り入れた授業

全学群1年生を対象とした必修科目「フレッシュマン・セミナー」(1単位)を行っています。全10コマのうち1コマを学生部学生生活課が担当し、学生生活を安全に過ごすための講座としています。

授業では、後半の約30分に、つくば市消費生活センター相談員による「消費者力をつけよう」と題した講演を行っています。アニメーションを使用したり、契約に関するクイズを出すなど、学生が飽きない工夫をしています。

## 地域貢献

### 【取組事例 3】

## 鳥取大学・鳥取環境大学・ 鳥取短期大学・ 米子工業高等専門学校



講座の様子 (米子工業高等専門学校)

## 鳥取県消費生活センターとの連携による 公開講座

鳥取県消費生活センターの委託事業として、県内4校の高等教育機関において、「くらしの経済・法律講座」を実施しています。

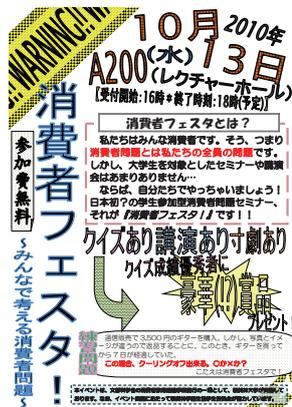
授業は、各大学等の教員、消費生活センター、弁護士、財務局、税務署、日本銀行、金融広報アドバイザー等によるオムニバス形式で実施されています。

学生以外の受講生も公募しており、学生と県民が一緒に受講することで、相乗効果を高めるだけでなく、大学等にとっては地域貢献の機会となっています。

## サークル・自主活動

### 【取組事例 4】

## 桜美林大学



「消費者フェスタ」の告知ポスター

## 学生主催による消費者フェスタの開催

平成22年度の文部科学省「消費者教育推進事業」における消費者教育の試行の一環として、生活協同組合学生委員会が中心となり、学生主催による「消費者フェスタ」を開催しました。

実施にあたっては、準備や運営に加え、学生たちの提案で専門の講演の前に学生による寸劇とクイズを行うなど、学生が主体的に関わることで参加者の関心が高まる親しみやすいプログラムと内容になるよう工夫しました。

# 大学等で消費者教育を実施するにあたって

## ★ 講義やオリエンテーションで使用する消費者教育の教材を知りたい

以下のホームページに、大学生など若者向けの教材・資料等が掲載されております。

消費者教育ポータルサイト	
消費者庁	<a href="http://www.caa.go.jp/kportal/index.php">http://www.caa.go.jp/kportal/index.php</a>
パンフレット 「よくわかる消費生活～消費者が知っておきたい20のこと～」等	

知るぼると	
金融広報中央委員会	<a href="http://www.shiruporuto.jp">http://www.shiruporuto.jp</a>
教材「これであなたもひとり立ち～自立のためのWORK BOOK～」	

おしえて金融庁	
金融庁	<a href="http://www.fsa.go.jp">http://www.fsa.go.jp</a>
リーフレット「安易に借金をしてはいけません」 教材「基礎から学べる金融ガイド」等	



## ★ 講義やオリエンテーションで消費者教育を教えることができる人を知りたい

消費者問題の専門家を全国各地に派遣し、大学等において消費者問題等をわかりやすく教えていただける団体があります。くわしくは、電話によるお問い合わせ、またはそれぞれのホームページをご覧ください。

(独) 国民生活センター
広報室 03-3443-8623
<a href="http://www.kokusen.go.jp">http://www.kokusen.go.jp</a>

(財) 消費者教育支援センター
講師派遣担当 03-5919-4541
<a href="http://www.consumer-education.jp/nice/project/lecture.html">http://www.consumer-education.jp/nice/project/lecture.html</a>

(社) 全国消費生活相談員協会
03-3448-9736 (代表)
<a href="http://www.zenso.or.jp/kyouiku/demae.html">http://www.zenso.or.jp/kyouiku/demae.html</a>

都道府県の金融広報委員会
※ 各都道府県の問い合わせ先については、ホームページをご覧ください。
<a href="http://www.shiruporuto.jp/about/link/pref/index.html">http://www.shiruporuto.jp/about/link/pref/index.html</a>



文部科学省

### <お問合せ先>

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課消費者教育推進係

電話：03-5253-4111 (内 3462) FAX：03-6734-3719 メール：consumer@mext.go.jp

HP：http://www.mext.go.jp/a\_menu/ikusei/syouthisha/index.htm